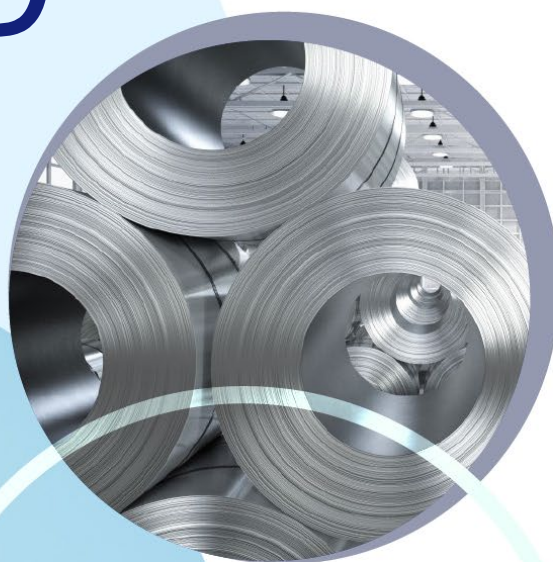


2024 年 4 月

THE STEEL CLIMATE STANDARD

補足テクニカルガイダンス



Global Steel
Climate Council™

2024 年 4 月

THE STEEL CLIMATE STANDARD

補足テクニカルガイダンス



翻訳者
大和工業株式会社
2024 年 10 月

Yamato

大和工業株式会社

目次

1 | はじめに 5

- 1.1 同基準の認証に関する役割と責任 5
- 1.2 文書改訂履歴 8

2 | 製品の認証及びラベル 9

- 2.1 鉄鋼製品 GHG 排出原単位の第三者検証 10
- 2.2 認証のための環境製品宣言（EPD）の使用 11
- 2.3 基準不適合 13
- 2.4 認証製品の公表及びラベリング 13

3 | 科学的根拠に基づく排出削減目標の認証 14

- 3.1 CASEI の第三者検証 15
- 3.2 SBETs の第三者妥当性確認 16
- 3.3 目標の公表 17

4 | 検証機関に関する要件 18

- 4.1 一般適合性 18
- 4.2 検証機関の適格性及び独立性 19
 - 4.2.1 適格性 19
 - 4.2.2 独立性 19
 - 4.2.3 苦情及び抗議に関する手順 20
- 4.3 GSCC 検証機関認定プロセス 20

5 | 第三者検証報告書に関する要件 22

6 | 会員事業者自己宣言報告書に関する要件 24

別紙 A. 参考文献 25

別紙 B. 用語の定義 26

別紙 C. フローチャート 27

(註)

本資料は、GSCC の許可の下、同団体が作成・公表する「THE STEEL CLIMATE STANDARD SUPPLEMENTAL TECHNICAL GUIDANCE」を大和工業株式会社が独自に翻訳したものです。また、日本語訳は同団体が内容を確認したものではありません。

翻訳文の著作権は大和工業株式会社に帰属します。

本資料に記載された内容を使用して、いかなる損害が発生しても、大和工業株式会社および GSCC は一切責任を負いません。

1 | はじめに

本書には、GSCC により策定され 2023 年 8 月に発行された The Steel Climate Standard（以下、GSCC 基準、あるいは同基準）に関するテクニカルガイダンスが記載されている。本書は、以下の方法により、適合性を認証するための GSCC のシステムを構築するものである。

1. 同基準に照らした鉄鋼製品の認証に関するガイダンスを提供する
2. 同基準に準拠した企業平均の鉄鋼製品排出原単位（CASEI）及び科学的根拠に基づく排出削減目標（SBETs）の認証に関するガイダンスを提供する
3. 同基準内の製品認証基準と CASEI に関する第三者検証及び SBETs の妥当性確認を提供する企業が独立した存在であり、且つ同基準で概説されている鉄鋼製品の温室効果ガス（GHG）排出原単位計算の正確性を評価するために必要な特定のレベルの技術的能力を実証していることを保証するため、検証機関の認定基準を策定する

本書は GSCC 基準を補足するものである。したがって、検証機関は、検証を行う際に、基準そのものと併せて本書を使用しなければならない。[同基準の 4 章](#)では、同基準内の鉄鋼製品認証基準での用途に沿って GHG 排出原単位を算定するための製品レベルでの計算要件が概説されている。[同基準の 6 章](#)では、目標設定において CASEI を算定するための組織レベルでの計算要件が概説されている。

GSCC は、第三者による認証が一貫性、適格性、公平性を確保しつつ、目的に沿って実施されることを確実なものにするために、本ガイダンスを策定した。同基準に基づく認証のための GSCC のシステムは、定期的に見直しが行われ、持続可能性基準への適合性を評価するために用いる保証システムのベストプラクティスを反映すべく、必要に応じて更新される。

本ガイダンスが用いる「しなければならない（shall）」との語句は、事業者が同基準に沿った自社製品の認証又は SBETs の設定を行っている場合に満たされるべき要件を示す。「できる（may）」との語句は、本ガイダンスに基づき許容されるが、必ずしも要件ではないものを示す。別紙 A には、本ガイダンスで用いる参考文献の一覧が掲載されており、別紙 B には、用語集が掲載されている。本ガイダンスで説明する認証プロセスを表すフローチャートが、別紙 C に掲載されている。

1.1 同基準の認証に関する役割と責任

本項では、同基準への適合性の認証に関与する 5 種類の主要関係者である GSCC 理事会、GSCC 技術委員会、GSCC 管理スタッフ／GSCC 委託業者、検証機関、会員事業者の役割と責任について概説する。これらの責任に関する詳細を本ガイダンスの次章以降に示す。

GSCC 理事会

- 同基準及び本ガイダンス、並びにその他の補足資料や裏付け資料の定期レビューについて全般的に監督する。
- 本書で概説する同基準の実施について全般的に監督する。
- 必要に応じて、GSCC 技術委員会及び特別委員会の委員の任免を承認する。
- GSCC 技術委員会の独立性と透明性を確保するため、同委員会に適用される規則の見直しと承認を行う。
- 同基準及び本ガイダンスの改訂に関する GSCC 技術委員会による提案を審査し、承認／却下する。

GSCC 技術委員会

- 同基準の改訂に関して定期的にレビューを行い、GSCC 理事会に勧告を出す。
- 同基準の実施を通じて判明した事項について追加説明を行うこと、また GSCC の保証システムを継続的に評価・改善することを目的として、本ガイダンスの改訂に関して定期的にレビューを行い、GSCC 理事会に勧告を出す。
- 検証機関の全般的な監督を行う。
- 同基準への適合性を保証するために、会員事業者及び検証機関から提出された検証に関する書類を審査する。
- 鉄鋼製品の認証を承認するか却下するかについて、そして事業者の SBETs を同基準に適合しているものとして認めるかどうかについての最終判定を行う。
- 必要に応じて、認証プロセスにおいて発生した問題又は苦情についての調査と調停を行う。
- 必要に応じて、認証の判定に関する抗議に対処する。
- 基準への不適合の問題について調査し、解決についての最終判断を下す。
- 検証機関の申請を審査し、検証機関の認定の可否の最終判定を行う。
- 会員事業者及び検証機関に対し、同基準とその意図、及び関連する認証要件に関する初期トレーニングと継続的な専門能力開発の機会を提供する。
- 利益相反の可能性を公表し、GSCC 技術委員会の公平性を損なうおそれのある状況に関連した調査や提案を行うことを控える。

GSCC 管理スタッフ／GSCC 委託業者

- GSCC のウェブサイト上にて認証を受けた鉄鋼製品のリスト（メーカー・生産設備別）を掲載・管理する。
- 設定した SBETs が同基準に適合しているものとして認められた事業者のリストを掲載・管理する。
- 認証製品の同基準への適合性を示すラベリングに関する要件を管理する。
- 検証機関の申請プロセスを管理する。
- GSCC のウェブサイト上にて認定を受けた検証機関のリストを掲載・管理する。
- 認証プロセスに関する文書及び記録の管理を行う。

- 匿名性を確保するため、GSCC 技術委員会による審査に先立ち、会員事業者の営業秘密情報が記載された文書（すなわち、第三者検証報告書、自己宣言報告書、根本原因解析及び是正処置計画書）から、当該情報を削除する。
- GSCC のウェブサイト上に、承認された検証基準のリストを掲載・管理する。

検証機関

- 4 章で概説するように検証チームの適格性を確保する。
- 本ガイダンスに示す基準に従い、認証業務を実施する。
- 5 章で概説する情報を盛り込んだ第三者検証報告書を作成する（営業秘密情報が含まれている場合は削除する）。
- 検証機関の手順書に概説されているように、検証プロセスにおいて発生した苦情及び抗議に対処する。
- 同基準の継続的な実施を確実なものにするためのトレーニング活動を GSCC が要件としている場合、その活動に参加する。
- 機密情報をどのように管理するかを記載した（GSCC より提供される）標準機密保持契約を含む契約を、GSCC 及び会員事業者と締結する。
- 年 1 回、同基準への適合性の認証についての内部監査を実施して実績を確認し、この内部監査の結果を GSCC に伝える。

会員事業者

- GSCC の認定を受けた検証機関と契約を締結する。
- 検証／妥当性確認を実施するために要請された情報を検証機関に提供する。
- 認証プロセスにおいて、検証機関の要請に応じて、社内の適切な人員との面談が円滑に進むよう調整を行う。
- 指摘された不適合に対処する。
- 認証プロセスにおいて発生した苦情又は抗議の解決のために協力する。
- 第三者による検証が実施されない年においては、生産設備固有の鉄鋼製品排出原単位が同基準に従い算定されていることを確認するために内部審査を実施し、6 章で概説する情報を盛り込んだ会員事業者自己宣言報告書を作成する¹。
- 第三者による検証が実施されない年においては、CASEI が同基準に従い算定されていることを確認するために内部審査を実施し、少なくとも 6 章で概説する情報を盛り込んだ会員事業者自己宣言報告書を作成する²。
- 同基準に基づく認証を維持するため、不備のない第三者検証報告書又は会員事業者自己宣言報告書を GSCC に年 1 回提出する。

¹ 同基準は、鉄鋼製品 GHG 排出原単位値の第三者検証を少なくとも 3 年ごとに受けることを要件としている。ただし、会員事業者は、より多い頻度で第三者検証を受けることを選択することができる。検証が実施されない年においては、会員事業者による自己宣言が必要である。

² 同基準は、CASEI 値の第三者検証を少なくとも 5 年ごとに受けることを要件としている。ただし、会員事業者は、より多い頻度で第三者検証を受けることを選択することができる。検証が実施されない年においては、会員事業者による自己宣言が必要である。

1.2 文書改訂履歴

表 1-1. ガイダンス改訂履歴

日付	内容
2024 年 4 月	テクニカルガイダンス初版

2 | 製品の認証及びラベル

同基準の [3章](#)によれば、以下の条件が満たされている場合には、鉄鋼製品が同基準に適合しているものとして認証を受け、その鉄鋼製品にラベルを貼付することができる。

- 該当する暦年³における鉄鋼製品 GHG 排出原単位（CO₂e トン／熱間圧延鋼トン）は、[同基準の図 3-1](#)、[表 D-4（Long 製品の場合）](#)及び[表 D-5（Flat 製品の場合）](#)に示された Flat 又は Long 製品の当該年の GHG 排出原単位を下回っているか、あるいは同じになっていなければならない。
- 鉄鋼製品の排出原単位は、同基準が定めるオペレーショナルバウンダリー（活動に係る算定範囲）内にあると特定された排出源を全て網羅した生産設備固有及び製品固有のデータセットを用いて、同基準の4章で概説されているとおりに算定されなければならない。その算定は、製品ライフサイクルでの GHG 排出量の算定及び報告に関する以下の世界的な基準及びガイダンスに沿ったものでなければならない。ただし、これには例外があり、下記の諸基準の要件と矛盾する要件が GSCC 基準又は本ガイダンスに明記されている場合は、GSCC 基準又は本ガイダンスの要件を優先する。GHG Protocol *Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard*、ISO 14040:2006, *Environmental management – Life cycle assessment – Principles and framework*、ISO 14044:2006, *Environmental management – Life cycle assessment – Requirements and guidelines*、及び ISO 14067:2018, *Greenhouse gases — Carbon footprint of products — Requirements and guidelines for quantification for product intensity determination*。
- 生産設備固有の鉄鋼製品 GHG 排出原単位は、第三者による検証を最初に受け、その後は少なくとも3年ごとに受ける。会員事業者が第三者検証を受けない年において、当該事業者は、製品が引き続き同基準に適合していることを実証するために、鉄鋼製品 GHG 排出原単位の算定及び評価を自らが実施したことを自己宣言しなければならない。
- 鉄鋼メーカーは[同基準の5章](#)に従いSBETsを設定済であること⁴。
- 生産設備固有の製品 GHG 排出原単位、第三者による検証（又は自己宣言）及び同基準への適合性に関する文書が GSCC に提出されており、なおかつ GSCC の承認を受けた上で、GSCC のウェブサイト上で公表されていること。

会員事業者は、第三者による検証が実施されない年の鉄鋼製品 GHG 排出原単位値については、前暦年³についての会員事業者自己宣言報告書の作成及び GSCC への提出を5月1日までにを行うことにより、自己宣言しなければならない。会員事業者自己宣言報告書は、少なくとも6章で概説する情報を含み、且つ当該事業者の役員により署名されなければならない。

³ 事業者は、鉄鋼製品 GHG 排出原単位を事業年度ベースで算定することを選択できる。ただし、その算定が連続12カ月分の事業データに基づいている場合に限る。このようなケースにおいて、会員事業者は、（暦年ベースで算定する場合の期日である）5月1日ではなく、事業年度末から120日以内に、鉄鋼製品 GHG 排出原単位値の自己検証を実施するか、あるいは、鉄鋼製品 GHG 排出原単位値の第三者検証を提供する検証機関と契約を締結しなければならない。

⁴ 本書の別紙 C に掲載されたチャートのフロー4 に概説されたタスクを問題なく完了することによって、SBETs を設定しなければならない。

同基準に対する鉄鋼製品の適合性についての第三者検証、認証及びラベリングに関する要件を、次項以降で概説する。SBETs の認証に関する要件を本書の 3 章で概説する。

2.1 鉄鋼製品 GHG 排出原単位の第三者検証

[同基準の 4 章](#)に示されているように、熱間圧延鋼の製造に関して同基準が定めるバウンダリー（算定範囲）に基づき算定された個社の製品レベルの GHG 排出原単位は、ISO 14064-3:2019, *Greenhouse gases — Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements* のような広く認知された国際的な検証基準の要件に準拠して、独自に検証されなければならない。

GSCC は、以下の条件を満たす代替検証基準の承認を検討する。

- **関連性**：代替基準は、第三者検証プロセスに係るものであることが明記され、製品 GHG 排出量報告書の検証に適用可能なものでなければならない。
- **適格性**：GSCC は、第三者検証を提供する検証機関の適格性に関して、プログラム独自の基準をすでに策定している（4 章を参照）。そのため、検証者の適格性に関する文言が代替検証基準に明記されている必要はない。
- **独立性**：GSCC は、第三者検証を提供する検証機関の独立性に関する基準をすでに策定している（4 章を参照）。そのため、検証者の独立性及び公平性に関する文言が代替検証基準に明記されている必要はない。
- **用語**：代替基準には、表明される結論の水準に関して用いる用語（限定的保証、合理的保証等）の意味が明記されていなければならない。
- **方法論**：代替基準には、プロセス及び／又はシステムの管理並びにデータについての検証を含めた、検証の方法が記載されていなければならない。
- **Availability**：代替基準は、公表され、GSCC 及びその他のステークホルダーによるレビューが可能なものでなければならない。

他の基準がこれらの条件を満たしている場合は、GSCC 技術委員会に提出し、審査及び承認を受けることで、鉄鋼製品排出原単位を検証する際に適用することができる。GSCC は、許容可能な検証基準のリストをウェブサイト上に掲載し、管理する。

会員事業者は、前暦年³分のデータの認証のため、5 月 1 日までに第三者検証についての契約を締結しなければならない。第三者検証者は、GSCC が承認した検証基準に準拠した検証業務の完了後、少なくとも 5 章で概説する情報を盛り込んだ第三者検証報告書を、検証業務終了から 90 日以内に作成しなければならない。検証機関に関する追加要件を 4 章に示す。

2.2 認証のための環境製品宣言（EPD）の使用

別の方法として、EPD で利用されている第三者検証プロセスを通じて、鉄鋼製品 GHG 排出原単位値を文書化し、検証することができる。ただし、この検証は、EPD 検証業務と並行して行う必要がある。なぜなら、現行の製品カテゴリールール（PCR）が GSCC 基準の全ての側面とは整合していないためである。例えば、ISO 21930:2017-07, *Sustainability in buildings and civil engineering works — Core rules for environmental product declarations of construction products and services* を参考文献として引用している PCR は、スラグ等の連産品への影響（質量ベース又は経済ベース）の配分を許容しているが、同基準はこれを許容していない。反対に、このような PCR は、「システム拡張」の考え方に基づいて加熱及び発電のために回収されるプロセスオフガスに対して排出権を認めていないのに対し、同基準はこれを許容している。したがって、EPD 検証プロセスを用いる場合、同基準に基づき製品を認証するためには、追加の鉄鋼製品 GHG 排出原単位値（CO₂e トン／熱間圧延鋼トン）の算定・報告・検証が別途必要になる。この値は、EPD（又は別途作成され、第三者検証を受けたライフサイクルアセスメント文書）において、別項目としてリストに記載されなければならない。そして、プログラム運用者は、同基準に対するこの値の適合性の検証を、選択した PCR に対する EPD 値の適合性の検証と並行して実施しなければならない。

EPD 検証プロセスを用いて同基準に基づく認定を行う場合、鉄鋼製品 GHG 排出原単位値を算定するためには、基礎となる LCA を修正して以下の基準を満たさなければならない。

- **明記された目標及び適用範囲の定義**には、同基準の製品認証が含まれていなければならない。同基準に基づく認証のために用いる EPD には、同基準に従い算定された鉄鋼製品排出原単位値を示す別項目が設けられていなければならない。
- **精査の対象となる製品システム**は、単独の生産設備における Long 又は Flat 製品の製造工程で構成されていなければならない。EPD は、生産設備固有及び製品固有の GWP の結果を示さなければならない。同基準では、鉄鋼製品 GHG 排出原単位は生産設備固有のものでなければならないと規定されている。
- **機能単位**：熱間圧延鋼の Long 製品又は Flat 製品のトン数（メトリックトン）
- **システムバウンダリー**：（カットオフ基準に関係なく）[同基準の別紙 B](#) に示された GSCC のオペレーショナルバウンダリー内の全工程を含み、且つ熱間圧延で完結するものでなければならない。バウンダリーを拡張することにより、鉄鋼製品排出原単位値が、同基準に基づいて算定する（例えば、廃棄物処分に関するクレジットの算入が認められない）場合の値より高くなるのであれば、上記で概説した機能単位を維持しつつ、追加の工程も含めることができる。
- **配分手順**：鉄鋼製品の製造に伴うライフサイクル GHG 排出量は、鉄鋼製品とスラグ等の鉄鋼連産品との間で配分されてはならない。同基準に示された副産物の定義に基づき、同様に、鉄鋼製品と副産物との間で配分が生じてはならない。ただし、所定の生産設備において 2 種類以上の製品が製造されている場合、製品固有の GWP の結果を算定する際に、個々の製品に対してライフサイクル GHG 排出量を質量ベースで適切に配分しなければならない。

- **影響領域**：GSCC 製品基準に基づく認証は、IPCC による地球温暖化係数（GWP、評価期間 100 年）に基づいた気候変動影響領域の評価を必要とする。[同基準の別紙 B.1](#) に示されているように、最新の IPCC 評価報告書から入手可能な評価期間 100 年の GWP 値が使用されていない場合には、算定に使用した排出係数又はデータベース・リファレンスを、それらの情報源と共に EPD の中で示さなければならない。
- **データに関する要件**：LCA に用いるデータセットは、直近の暦年の事業データでなければならない。あるいは、EPD のデータセットが 1 暦年ではない連続 12 カ月で構成されている場合、その鉄鋼製品排出原単位は、EPD の製品認証に関する 12 カ月の期間が完結する暦年の GSCC 基準値と比較されなければならない。
 - EPD は検証後最大 5 年間有効であるが、所定の年における同基準への適合性を確認するには、基礎となる LCA モデルを毎年更新しなければならない⁵。
 - EPD は検証後最大 5 年間有効であるが、製品排出原単位の第三者検証を同基準に従い少なくとも 3 年ごとに実施しなければならない。
- **データの品質に関する要件**：[同基準の 4.2 項](#) に示された要件に適合しなければならない。
 - 再生可能エネルギーに関する証書（以下、証書）の取得による排出削減量は、次のように算入することができる。
 - 製品レベルでの再生可能エネルギーの割合を算定し、
 - 証書が適用される製品の年間生産量を算定し、
 - 年間生産量への証書の配分の詳細を明らかにするために、証書によって年内に再生エネ化したエネルギー量の積算表を LCA 報告書に盛り込み、
 - 証書が適用される電力配分をモデル化し、
 - 消費グリッドの係数を使用して、証書が適用されない電力配分をモデル化し、
 - 証書を償還する。
 - 同基準に従い、証書に関連する排出量を別途報告しなければならない。
 - 製品ライフサイクル排出量の算定方法は、[同基準の 4 章](#) に示された要件に適合していなければならない。
 - 原材料のサプライヤーが提供する一次データが入手可能な場合、同基準の [6.4 項](#) に示された基準に適合することを条件として、そのデータを使用しなければならない。同基準の [4.2 項](#) に示されているように、熱間圧延製品の排出原単位の計算において一次データが使用された割合の計算値を、EPD において別項目として報告しなければならない。

GSCC が承認した検証基準への適合性を確保するために上記で概説した検証業務が完了した後で、EPD プログラム運用者は、少なくとも本書の 5 章で概説する情報を盛り込んだ第三者検証報告書を作成しなければならない。

⁵ この場合、自己宣言の裏付けとなる審査を、契約を締結した LCA 実施者が会員事業者の代わりに実施することができる。

2.3 基準不適合

同基準に基づき認証された鉄鋼製品が翌年に同基準に適合できなかった場合、会員事業者は、その発見の日から 30 日以内に GSCC 技術委員会に通知しなければならない。当該製品は、GSCC のウェブサイト上の認証製品リストから即座に削除される。また、影響を受ける製品に GSCC ラベリングがなされている場合、当該事業者はそれを直ちに除去しなければならない。

問題になっている生産設備の連続 6 カ月以上の事業データに基づいて算定され、第三者により検証され、同基準への適合性を示す鉄鋼製品排出原単位を会員事業者が提出するまでは、当該製品に対し、同基準に適合しているものとしてラベリングをすることはできない。さらに、会員事業者は、発見から 6 カ月以内に、不適合に関する情報、つまり、根本原因が特定され、その対処のための是正処置が文書で示されたものを提出しなければならない。GSCC 委託業者は、これらの報告書を受け取り次第、匿名性を確保するために機密情報を削除する。続いて、GSCC 技術委員会が書類を審査し、製品の認証状態について GSCC 理事会に勧告を行う。万一この審査で GSCC 技術委員会の委員に利益相反が生じる可能性が示された場合、当該委員は、当該不適合に関する審査への参加及び／又は勧告を控えなければならない。

2.4 認証製品の公表及びラベリング

鉄鋼製品の認証状態が承認され次第、GSCC 管理スタッフは、当該鉄鋼製品の認証状態を記録し、認証された製品のブランディング及びラベリングに関して GSCC が定めた要件を会員事業者に通知する。当該会員事業者は、認証された鉄鋼製品のマーケティング及びラベリングにおいて同基準の公式ロゴを使用する際に、これらの要件を遵守しなければならない。ただし、製品のラベリングは任意である。GSCC は、認証された個々の鉄鋼製品に関する以下の情報のリストをウェブサイト上に掲載する。

- 認証された鉄鋼製品の識別
- 事業者名
- 認証された製品が製造されている生産設備の所在地

3 | 科学的根拠に基づく排出削減目標の 認証

同基準の 5 章によれば、会員事業者の科学的根拠に基づく排出削減目標（SBETs）は以下の基準を満たさなければならない。

- 同基準の脱炭素化へのガイドパス（削減経路）に沿って、2050 年までの気温上昇を 1.5°C に抑えるシナリオを達成するという意欲が、目標に反映されていなければならない。
- 選択された基準年は、1 年を通しての典型的な操業結果を反映し、且つ目標設定日の 5 年以内でなければならない。
- 基準年の企業平均の鉄鋼製品排出原単位（CASEI）は、**同基準の 6 章**で概説されているとおりに算定され、CO₂e トン／熱間圧延鋼トン単位とするものでなければならない。その算定は、企業レベル又は組織の GHG の算定及び報告に関する以下の世界的な基準及びガイダンスに沿ったものでなければならない。ただし、これには例外があり、下記の諸基準の要件と矛盾する要件が GSCC 基準又は本ガイダンスに明記されている場合は、GSCC 基準又は本ガイダンスの要件を優先する。GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び ISO 14064-1:2018, Greenhouse Gases – Part 1: Specification With Guidance At The Organization Level For Quantification And Reporting Of Greenhouse Gas Emissions And Removals。
- **同基準の 5 章**で概説されているステップ 3 の手順に従い、企業固有の GHG 削減の道筋（以下、トラジェクトリー）が設定されなければならない。
- 会員事業者は、自社固有の GHG 削減のトラジェクトリーの値と同じか、あるいは下回り、且つ選択した基準年から 5～10 年以内に達成することが意図されている中間 SBETs を、少なくとも 1 つ設定しなければならない。当該事業者は、複数の中間目標を設定することを選ぶことができる。
- 会員事業者は、2040～2050 年の間で選択した任意の年について、自社固有の GHG 削減のトラジェクトリーの値と同じか、あるいは下回るような長期 SBETs を設定しなければならない。
- CASEI は、第三者による検証を最初に受け、その後は少なくとも 5 年ごとに受けなければならない。さらに、CASEI は、目標年においても第三者検証を受けなければならない（例えば、2030 年の目標が設定されている場合には、当該目標の達成を検証するために、2030 年に CASEI の第三者検証が実施されなければならない）。会員事業者は、第三者検証を受けることを義務付けられていない年においては、SBETs に向けた進捗状況を証明するために、少なくとも年 1 回内部審査を実施し、それにより CASEI を算定し、GSCC に対して自己宣言しなければならない。
- 中間 SBETs 及び長期 SBETs は、設定された時点で第三者による妥当性確認を受けなければならない。

- SBETs 及びその達成のための事業者の戦略は、年次企業サステナビリティレポートの一部として、又は広く認知された炭素開示のフレームワークを通じた報告を介して、公に開示されなければならない。
- GHG Protocol で要件とされているとおり、CASEI に対して著しい影響をもたらす重大な変化が生じた場合は、基準年の CASEI の再計算を行い、それに応じて SBETs を修正しなければならない⁶。[同基準の 5.2 項](#)によれば、会員事業者は、CASEI の算定値における 10% 以上の変化は「重大な変化」の閾値を超えたとみなすべきである。

会員事業者は、第三者による検証が実施されない年の CASEI については、少なくとも 6 章で概説する情報を盛り込んだ、前暦年⁷についての会員事業者自己宣言報告書の作成及び GSCC への提出を毎年 5 月 1 日までにを行うことにより、自己宣言しなければならない。会員事業者自己宣言報告書は、当該事業者の役員により署名されなければならない。同基準が定める SBETs に関する要件に対する事業者の適合性についての第三者検証／妥当性確認、自己宣言、及び公表に関する要件を、次項以降に概説する。

3.1 CASEI の第三者検証

[同基準の 6 章](#)に示されているように、目標基準年（及び規定されたその後の検証年）についての CASEI の算定は、ISO 14064-3:2019, *Greenhouse gases — Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements* のような広く認知された国際的な検証基準の要件に準拠して、独自に検証されなければならない。

GSCC は、以下の条件を満たす代替検証基準の承認を検討する。

- **関連性**：代替基準は、第三者検証プロセスに係るものであることが明記され、組織又は企業レベルの GHG 排出量報告書の検証及び妥当性確認に適用可能なものでなければならない。
- **適格性**：GSCC は、検証機関の適格性に関して、プログラム独自の基準をすでに策定している（4 章を参照）。そのため、検証者の適格性に関する文言が代替検証基準に明記されている必要はない。
- **独立性**：GSCC は、検証機関の独立性に関する基準をすでに策定している（4 章を参照）。そのため、検証者の独立性及び公平性に関する文言が代替検証基準に明記されている必要はない。
- **用語**：代替基準には、表明される結論の水準に関して用いる用語（限定的保証、合理的保証等）の意味が明記されていなければならない。
- **方法論**：代替基準には、プロセス及び／又はシステムの管理並びにデータについての検証を含めた、検証の方法が記載されていなければならない。
- **Availability**：代替基準は、公表され、GSCC 及びその他のステークホルダーによるレビューが可能なものでなければならない。

⁶ GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard の 5 章（p. 35）では、過去の排出量を算定する際に適用された「重大性の閾値」を明記した基準年排出量再計算方針を策定することが要件とされている。

他の基準がこれらの条件を満たしている場合は、GSCC 技術委員会に提出し、審査及び承認を受けることで、事業者の CASEI を検証する際に適用することができる。GSCC は、許容可能な検証基準のリストをウェブサイト上に掲載し、管理する。

会員事業者は、前暦年⁷分のデータの認証のため、5月1日までに CASEI の第三者検証についての契約を締結しなければならない。第三者検証者は、GSCC が承認した検証基準に準拠した検証業務の完了後、少なくとも 5 章で概説する情報を盛り込んだ第三者検証報告書を、検証業務終了から 90 日以内に作成しなければならない。検証機関に関する追加要件を 4 章に示す。

3.2 SBETs の第三者妥当性確認

会員事業者の SBETs は、適格と GSCC が認めた独立した検証機関の複数の担当者による、確認プロセスを経た上で審査及び妥当性確認を受けなければならない。GSCC が認定する検証機関に関する基準を本ガイダンスの 4 章に概説する。第三者による妥当性確認のプロセスには、少なくとも以下のステップが含まれていなければならない。

1. 完全性についての初期スクリーニング審査

- a. 会員事業者は、同基準に定められているように、所定の算定範囲の定義、CASEI 排出量の算定及び目標設定のフレームワークの遵守について十分に評価するために必要な情報及び裏付け文書を全て提供しなければならない。
- b. 会員事業者は、中間 SBETs を達成するために用いる排出削減策（案）に関する十分な情報を提供しなければならない。
- c. 第三者検証機関は、情報が不足している場合は不備に関する通知を提出し、必要な情報が全て提供された場合は完備されたとの判断を示さなければならない。

2. 基準年の CASEI の検証

- a. 会員事業者は、同基準に従い、適切な基準年を選択して CASEI を算定しなければならない。
- b. 第三者検証機関は、同基準に従い、基準年の CASEI の正確性、関連性及び完全性を検証しなければならない。

3. 中間 SBETs の妥当性確認

- a. 会員事業者は、同基準に従い中間 SBETs を設定し、採用する予定の 1 つ以上の信頼できる排出削減戦略の概要を示すとともに、当該 SBETs を達成するためにこれらの戦略をどのように用いる予定であるかという情報も示さなければならない。
- b. 会員事業者は、排出削減戦略についての透明性あるコミュニケーションを含め、目標に向けて公然と取り組むことに同意しなければならない。

⁷ 会員事業者は、CASEI を事業年度ベースで算定することを選択できる。ただし、その算定が連続 12 カ月分の事業データに基づいている場合に限る。このようなケースにおいて、会員事業者は、（暦年ベースで算定する場合の期日である）5 月 1 日ではなく、事業年度末から 120 日以内に、CASEI の自己検証を実施するか、あるいは、CASEI の第三者検証を提供する検証機関と契約を締結しなければならない。

- c. 検証機関は、同基準の脱炭素化へのガイドパス（削減経路）に対する中間 SBETs の適合性を確認し、会員事業者の排出削減戦略の妥当性を評価しなければならない。

4. 長期 SBETs の妥当性確認

- a. 会員事業者は、同基準に従い長期 SBETs を設定し、目標に向けて公然と取り組むことに同意しなければならない。
- b. 検証機関は、同基準の脱炭素化へのガイドパス（削減経路）に対する中間 SBETs の適合性を確認しなければならない。

5. GSCC による審査及び承認

- a. 検証及び妥当性確認が完了され次第、GSCC 技術委員会は、それらの結果を審査し、会員事業者の SBETs の承認についての判定を行う。

3.3 目標の公表

GSCC 会員事業者は、承認から 6 カ月以内に SBETs を公表しなければならない。同期間内に SBETs が公表されなかった場合、当該事業者が CASEI 及び SBETs に関して提出したものは再評価を受けなければならない。会員事業者は、承認を受けたのち、自社の目標が同基準に基づく SBETs として認められた旨を表示することができる。GSCC は、同基準に沿った SBETs を公表した会員事業者のリストを GSCC のウェブサイト上に掲載する。

4 | 検証機関に関する要件

本章の目的は、同基準における第三者検証及び妥当性確認を提供する検証機関が、公平性を備え、且つ同基準で概説されている鉄鋼製品 GHG 排出原単位計算の正確性を評価するために必要な、特定のレベルの技術的能力を実証した合法的な法人組織であることを保証することである。以下に概説する要件を満たしていることを GSCC に対して実証済みであり、認定を受けた検証機関のリストが GSCC のウェブサイト上に掲載される。

4.1 一般適合性

同基準への適合性を実証するために必要な環境情報が正確且つ信頼性の高いものであることを、(会員事業者が決定する) 限定的水準又は合理的水準で保証するために、当該情報の検証が実施されなければならない。予測された情報がある場合は、事業者の SBETs が信頼できるストラテジーと妥当な仮定に基づいていることを保証するために、当該情報の妥当性確認が実施されなければならない。全ての検証機関は、検証及び妥当性確認を提供する際に、以下の ISO 規格の要件に適合していなければならない。

- ISO/IEC 17029 (2019) Conformity assessment – General principles and requirements for validation and verification bodies
- ISO 14065 (2020) General principles and requirements for bodies validating and verifying environmental information

検証機関は、これらの規格に基づいて登録されている場合、4.3 項で概説する情報に加えて、登録に関する文書も提出しなければならない。検証機関は、登録を受けることで、従業員（及び下請け業者）が上記の規格に従い保証業務を遂行する能力を備えているというように、組織としての能力が適切なレベルに到達していることが保証される。したがって、これらの規格に基づく登録は義務的なものではないが、登録を受けることが望ましい。

検証機関は、少なくとも 5 章で概説する情報を盛り込んだ第三者検証報告書を作成しなければならない。5 章で概説する特定された情報を盛り込むことにより、検証／妥当性確認が包括的であり、且つ一貫性、適格性、公平性を確保しつつ目的に沿って実施されていることが保証される。5 章で概説するように、営業秘密情報が報告書に記載されている場合、検証機関は、GSCC への提出の前に当該情報を削除しなければならない。

検証機関は、検証／妥当性確認プロセスにおいて実施するサンプリングで虚偽表示、不適合、データ不備及び／又は誤り（すなわち、「問題」）を特定した場合、当該問題の影響を見極めるために、会員事業者に説明を求めなければならない。検証機関は、この説明に基づき、更なるサンプリング及び検証／妥当性確認が必要かどうかを判断しなければならない。検証機関は、特定された問題を内部文書に記録し、それを会員事業者に提出しなければならない。当該事業者は、検証機関が検証報告書を開示する前に問題を解決できるよう、合意の下で定められた適切な期間内での改善の機会が与えられる。検証機関は、特定された 1 つ又はひとまとめの問題が原因となって鉄鋼製品 GHG 排出原単位値又は CASEI が GSCC の認証基準を満たすことが

できなくなる可能性があるかどうかを判断する際に、5%の重要性レベルを用いなければならない。

4.2 検証機関の適格性及び独立性

4.2.1 適格性

認定を受けた GSCC 検証機関は、ISO 14066 (2023) Environmental information - Competence requirements for teams verifying and validating environmental information に適合していなければならない。これには、以下の分野における十分な技術的専門知識を総合的に備えたチームが含まれる。

- 組織又は製品固有の GHG に関する活動及び技術の評価
- GHG の排出源、吸収源及び貯留先の特定
- 関連する技術的問題及び鉄鋼業界固有の問題を理解した上での GHG 排出量又は吸収量の算定、モニタリング及び報告
- 典型的及び変則的な操業条件を含む、GHG 排出量報告書のマテリアリティに影響を及ぼし得る状況の把握
- 信頼性のある GHG 排出量算定と関連している、データの収集、解析及び報告の有効性を判定するための GHG 情報システムの評価
- 製品ライフサイクル GHG 排出量の評価
- 同基準とその意図、及び関連する認証要件に関する深い知識

4.2.2 独立性

認定を受けた GSCC 検証機関は、同基準に基づく検証及び妥当性確認を実施する際に、ISO 17029 (5.3 項) に示された公平性の管理に関する要件に適合することで、独立性を保たなければならない。これには以下の事項が含まれる。

- 検証機関は、検証及び妥当性確認業務を公平に実施しなければならない。
- 検証機関は、利益相反の可能性がないか見極めるため、機関の活動、機関の関係、及び職員同士の関係を監視しなければならない。
- 検証機関は、契約を締結している会員事業者との間に以下のような利益相反の可能性がないか見極めなければならない。
 - 検証機関と会員事業者が、経営幹部又は取締役会レベルのスタッフを共有している。
 - 会員事業者の管理職者が過去 5 年以内に検証機関に雇用されていたことがある、又はその逆である。
 - 検証機関の従業員又は検証チーム（下請け業者を含む）のメンバーが、過去 5 年以内に、GHG 排出量の算定、関連する活動データの管理及び／又は排出係数の設定に関するサポートを提供した実績がある。
- 利益相反の可能性が特定された場合には、公平性が損なわれないよう、その影響を排除するか、あるいは最小限に抑えなければならない。さらに、利益相反の可能性がある場合、検証機関は GSCC 技術委員会に報告し、審査を受けなければならない。

- 検証機関は、検証及び妥当性確認業務を実施する際の公平性の重要性に対するトップマネジメントのコミットメントを公表しなければならない。
- 検証及び妥当性確認の結果の審査及び同基準への適合性に関する判定を行う職員は、検証及び妥当性確認を実施する職員とは異なる人物でなければならない。
- 検証機関は、同基準への適合性に関する検証／妥当性確認サービスとコンサルティングサービスの両方を、同じ審査期間内に同じクライアントに対して提供してはならない。具体的に言えば、同じ審査期間内に自社の社員又は関係者が直接又は間接的に顧客企業に提供したコンサルティングサービス（事業活動及び排出量に関するデータの収集、鉄鋼製品 GHG 排出原単位又は CASEI の算定、SBETs の設定、顧客企業の内部データ等を参照した著作物全般）に関連するいかなる資料についても、検証又は妥当性確認を実施してはならない。

4.2.3 苦情及び抗議に関する手順

検証機関は、会員事業者が認証の判定に関する抗議や GSCC 認証プロセスに関する苦情を申し立てる際に従う手順書を整備しなければならない。検証機関は、そうした抗議又は苦情、及びそれらの解決の結果について、GSCC 技術委員会に報告しなければならない。GSCC 技術委員会は報告を確認し、必要に応じて状況を調べ直すための公平な特別小委員会を設立することにより、苦情及び抗議の調停を行わなければならない。さらに、GSCC 技術委員会は、この情報を精査した上で、同基準が一貫して実施されることを保証するためにトレーニング、校正等の活動が必要であるかどうかを判断しなければならない。また、GSCC は、検証機関の認定を取り消すべきかどうかを判断するために、会員事業者が抗議等を繰り返し行っている場合、その苦情の性質について確認する権利を有する。

4.3 GSCC 検証機関認定プロセス

検証機関は、GSCC の認定を受けるためには、合法的な法人組織でなければならず、GSCC のウェブサイト入手可能になる予定のフォームに記入して提出することにより、以下の情報を提供しなければならない。提供すべき情報は、以下の情報を含むことができるが、それらに限定されない。

- 検証機関の正式名称
- 検証機関の所在地（認定を求める全事業所の所在地を含む）
- 同基準への適合性についての検証／妥当性確認サービスに関する、検証機関の連絡先名
- 鉄鋼業界のクライアントを対象として実施する検証機関の一般的なサービスについての説明
- 以下の業務に関する検証機関の経験（プロジェクトの例）についての説明：
 - GHG 排出削減目標の設定及び／又は妥当性確認
 - 組織レベルでの GHG 排出量の算定及び／又は検証
 - 製品レベルでの GHG 排出量の算定及び／又は検証
- 該当する場合は、ISO/IEC 17029 (2019) 及び ISO 14065 (2020) の認証取得に関する書類
- 検証機関の検証主任者／妥当性確認主任者の履歴書又は職務経歴書

- 検証機関の内部品質管理／品質保証手順、監査プロトコル、及び例外又は不適合の特定・是正・公表手順についての説明
- 検証機関の公平性へのコミットメント、及び、本ガイダンスに定めるように利益相反が存在しないことを保証するために実施する手順についての説明
- 検証機関による検証及び妥当性確認プロセス及び／又は判定に関して申し立てられた抗議及び／又は苦情に対処するために整備された手順についての説明

検証機関の申請は GSCC 技術委員会によって審査されなければならない。GSCC 技術委員会は、必要に応じて、申請者と連絡を取り、更なる説明を求めることができる。申請が審査されたのち、技術委員会は、当該検証機関の申請を承認するか却下するかについての最終判定を行わなければならない。

検証機関は、GSCC の認定を受けたのち、GSCC のウェブサイト上に掲載された認定検証／妥当性確認提供者のリストに加えられる。GSCC は、このリストが最新のものであることを保証するために、定期的にレビューを行う。GSCC は、検証機関の認定状態の再評価を行うために、最新情報を要請することができる。

5 | 第三者検証報告書に関する要件

検証機関が作成する検証報告書には、少なくとも以下の情報が記載されていなければならない。

一般的な情報：

- 会員事業者の名称
- 生産設備の種類（一貫工場、ミニミル、マイクロミル等）
- 生産設備の所在地（州、省、国）
- 検証機関の名称
- 排出量データ検証の対象期間
- 適用した検証基準
- 保証水準（限定的保証又は合理的保証）が明示されていなければならない
- 検証についての所見 — GHG 排出量報告書の内容（鉄鋼製品 GHG 排出原単位、CASEI）が実質的に正確であり、且つ同基準が定める製品認証基準に適合していることの信用性を与える、正式な宣言書
- 妥当性確認についての所見 — 設定された SBETs、及び中間目標を達成するための根本的な戦略が合理的な仮定に基づいており、且つ同基準が定める目標設定基準に実質的に適合していることの信用性を与える、正式な宣言書
- 検証主任者の氏名及び署名

鉄鋼製品 GHG 排出原単位の検証に関して提供すべき情報：

これは、以下の各要件について、完全適合、改善の機会、軽微な不適合、又は重大な不適合と評価した表形式で提供されるものとする

- 生産設備固有の鉄鋼製品 GHG 排出原単位（CO₂e トン／熱間圧延鋼トン）は、[同基準の 4 章](#)に従い算定されている。
- 生産設備固有の鉄鋼製品 GHG 排出原単位の計算は、[同基準の別紙 B](#)に定められているように、同基準が定める算定範囲内と特定された全工程を対象としている。
- （該当する場合のみ）当該暦年における Long 又は Flat 製品の生産設備固有の鉄鋼製品 GHG 排出原単位が、GSCC 基準で定められた値と同じか、あるいは下回っている。
- さらに、以下の情報が提供されなければならない。
 - GHG 排出原単位値の算定において、再生可能エネルギーに関する証書が考慮されているかどうかの明示
 - GHG 排出原単位値の算定において、再生可能熱証明書が考慮されているかどうかの明示
 - GHG 排出原単位値の算定において、再加熱及び発電のために回収されたプロセスオフガスを使用したことによる排出削減量が考慮されているかどうかの明示
 - GHG 排出原単位値の算定において、生物由来炭素が考慮されているかどうかの明示

CASEI の検証に関して提供すべき情報

- 会員事業者の CASEI（CO₂e トン／熱間圧延鋼トン）は、[同基準の 6 章](#)に従い算定され、且つ[同基準の別紙 B](#)に定められているように、同基準が定めるバウンダリー内と特定された全工程を対象としている。
- 基準年の CASEI は、1 年を通しての典型的な操業結果を表しており、且つ会員事業者が排出削減目標を設定する年からみて 5 年前より以前のものではない。
- CASEI の算定値における 10% 以上の変更につながる重大な変化が生じた場合の、基準年の CASEI の再計算についての説明／正当な理由の明示
- CASEI が前年を上回った場合は、それについての説明と、それでも SBETs が達成されることを確実にすべく講じる具体策及び整える条件の特定。中間 SBETs 及び長期 SBETs に向けた更なる進捗を示すために、排出削減戦略が適切なタイムラインで効果的に実施されていることを実証するのに十分な証拠書類が提出されなければならない。

SBETs の妥当性確認に関して提供すべき情報

- 会員事業者の GSCC 加入から 2 年以内に SBETs が設定され、公表されている。
- 会員事業者が設定した目標は、同基準の目標設定フレームワークのステップ 3 に従い設定された所要の自社固有のトラジェクトリーにおける値と同じか、あるいは下回るよう設定されている。
- 事業者は、同基準の目標設定フレームワークに従い、中間 SBETs 及び長期 SBETs を設定した。
- 会員事業者が設定した SBETs を達成するための戦略、及び SBETs の達成に向けた進捗状況が公表されており、且つ設定した中間目標の達成の合理的な裏付けとなっている。

会員事業者が営業秘密情報（CBI）とみなす情報が記載されている場合、検証機関は、審査する GSCC への提出の前に当該情報を削除しなければならない。

6 | 会員事業者自己宣言報告書に関する要件

会員事業者が作成する自己宣言報告書には、少なくとも以下の情報が記載されていなければならない。

一般的な情報：

- 会員事業者の名称
- 生産設備の種類（一貫工場、ミニミル、マイクロミル等）
- 生産設備の所在地（州、省、国）
- 排出量データ検証の対象期間
- 宣言書 — 環境情報報告書類が実質的に正確であり、且つ同基準が定める基準に適合していることの信用性を与える、正式な宣言書
- 証明する事業者役員の氏名及び署名

鉄鋼製品 GHG 排出原単位の自己宣言に関して提供すべき情報：

- 生産設備固有の鉄鋼製品 GHG 排出原単位（CO₂e トン／熱間圧延鋼トン）は、[同基準の 4 章](#)に従い算定され、且つ[同基準の別紙 B](#)に定められているように、同基準が定めるバウンダリー内と特定された全工程を対象としている。
- 該当する場合、当該期間における Long 又は Flat 製品の生産設備固有の鉄鋼製品 GHG 排出原単位が、同基準が定める値と同じか、あるいは下回っている。
- さらに、報告書では以下の情報が提供されなければならない。
 - GHG 排出原単位値の算定において、再生可能エネルギーに関する証書が考慮されているかどうかの明示
 - GHG 排出原単位値の算定において、再生可能熱証明書が考慮されているかどうかの明示
 - GHG 排出原単位値の算定において、再加熱及び発電のために回収されたプロセスオフガスを使用したことによる排出削減量が考慮されているかどうかの明示
 - GHG 排出原単位値の算定において、生物由来炭素が考慮されているかどうかの明示

CASEI の自己宣言に関して提供すべき情報：

- 会員事業者の CASEI（CO₂e トン／熱間圧延鋼トン）は、[同基準の 6 章](#)に従い算定され、且つ[同基準の別紙 B](#)に定められているように、同基準が定めるバウンダリー内と特定された全工程を対象としている。
- CASEI が前年を上回った場合は、その旨を説明する必要がある。また、CASEI の一時的な上昇が SBETs 達成の障害とならないように講じられる具体策及び整えられるべき環境の特定も求められる。中間 SBETs 及び長期 SBETs に向けた更なる進捗を示すために、排出削減戦略が適切なタイムラインで効果的に実施されていることを実証するのに十分な証拠書類が提出されなければならない。

会員事業者が営業秘密情報（CBI）とみなす情報が記載されている場合、会員事業者は、審査する GSCC への提出の前に当該情報を削除することができる。

別紙 A. 参考文献

2022 ACLCA PCR Open Standard v1.0, Guidance for Quantifying Renewable Electricity Instruments in EPDs, May 26, 2023. Available at: https://aclca.org/wp-content/uploads/2022-ACLCA-PCR-Open-Standard_Addendum_Quantifying-Renewable-Electricity-Instruments-in-EPDs_FINAL_061323.pdf

ISEAL Code of Good Practice – Assuring Compliance with Social and Environmental Standards, Version 2.0, January 2018. Available at: https://www.isealalliance.org/sites/default/files/resource/2018-02/ISEAL_Assurance_Code_Version_2.0.pdf

ISO 14025:2006, *Environmental labels and declarations — Type III environmental declarations — Principles and procedures*

ISO 14064-3:2019, *Greenhouse gases — Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements*

ISO 14065 (2020) *General principles and requirements for bodies validating and verifying environmental information*

ISO 14066 (2023) *Environmental information - Competence requirements for teams verifying and validating environmental information*

ISO/IEC 17029 (2019) *Conformity assessment – General principles and requirements for validation and verification bodies*

別紙 B. 用語の定義

抗議：検証機関による不適合判定についての会員事業者による異議の申し立て。

検証機関：製品、サービス又はシステムが特定の要求事項を満たしていることを保証する文書を提供する、独立した公平な組織。

適格性：知識と技能を活かし、意図した結果を達成する能力。

是正処置：不適合の原因を取り除き、その再発を防止するための処置。

検証主任者／妥当性確認主任者：検証又は妥当性確認チームを管理する、検証機関の人員。

重要性レベル：量的な閾値又はカットオフポイントであり、個別又はひとまとめの虚偽表示がこれを超えると、検証者に重大であると判断される。

不適合：参考文献として引用されることによって盛り込まれた基準（ISO 等）を含む、同基準の要件又は規定からの逸脱。不適合は、重大な不適合、軽微な不適合、又は改善の機会に分類することができる。重大な不適合とは、同基準が定める認定基準又は所定の方法に適合することが根本的又は組織的にできなくなるという結果につながる不適合である。軽微な不適合とは、会員事業者が基準を満たすのを妨げない限定的な影響をもたらす、単発的な逸脱である。改善の機会とは、会員事業者が基準を満たすのを妨げないが、将来的に不適合のリスクをもたらし得る事項である。

妥当性確認：今後の活動の成果に関する声明又は主張を裏付ける仮定、制限及び方法の合理性を評価するプロセス。

検証：過去のデータ及び情報についての報告書類が実質的に正確であるかどうか、また、その報告書類と比較し参照すべく用いる GSCC 基準及び本ガイダンスで規定しているそれぞれの要件に適合しているかどうかを判断するために、当該報告書類の評価を行うプロセス。

別紙 C. フローチャート

図 C. GSCC 加入プロセスの概要

図 C-1. CASEI の第三者検証に関する GSCC プロセス

図 C-2. SBETs の第三者妥当性確認に関する GSCC プロセス

図 C-3. CASEI の自己宣言に関する GSCC プロセス

図 C-4. SBETs に向けた進捗状況の評価に関する GSCC プロセス

図 C-5. 鉄鋼製品の第三者検証に関する GSCC プロセス

図 C-6. 鉄鋼製品の自己宣言に関する GSCC プロセス

図 C-7. 製品認証基準への不適合に関する GSCC プロセス

図 C. GSCC 加入プロセスの概要



図 C-1. CASEI の第三者検証に関する GSCC プロセス

最初とその後5年ごと

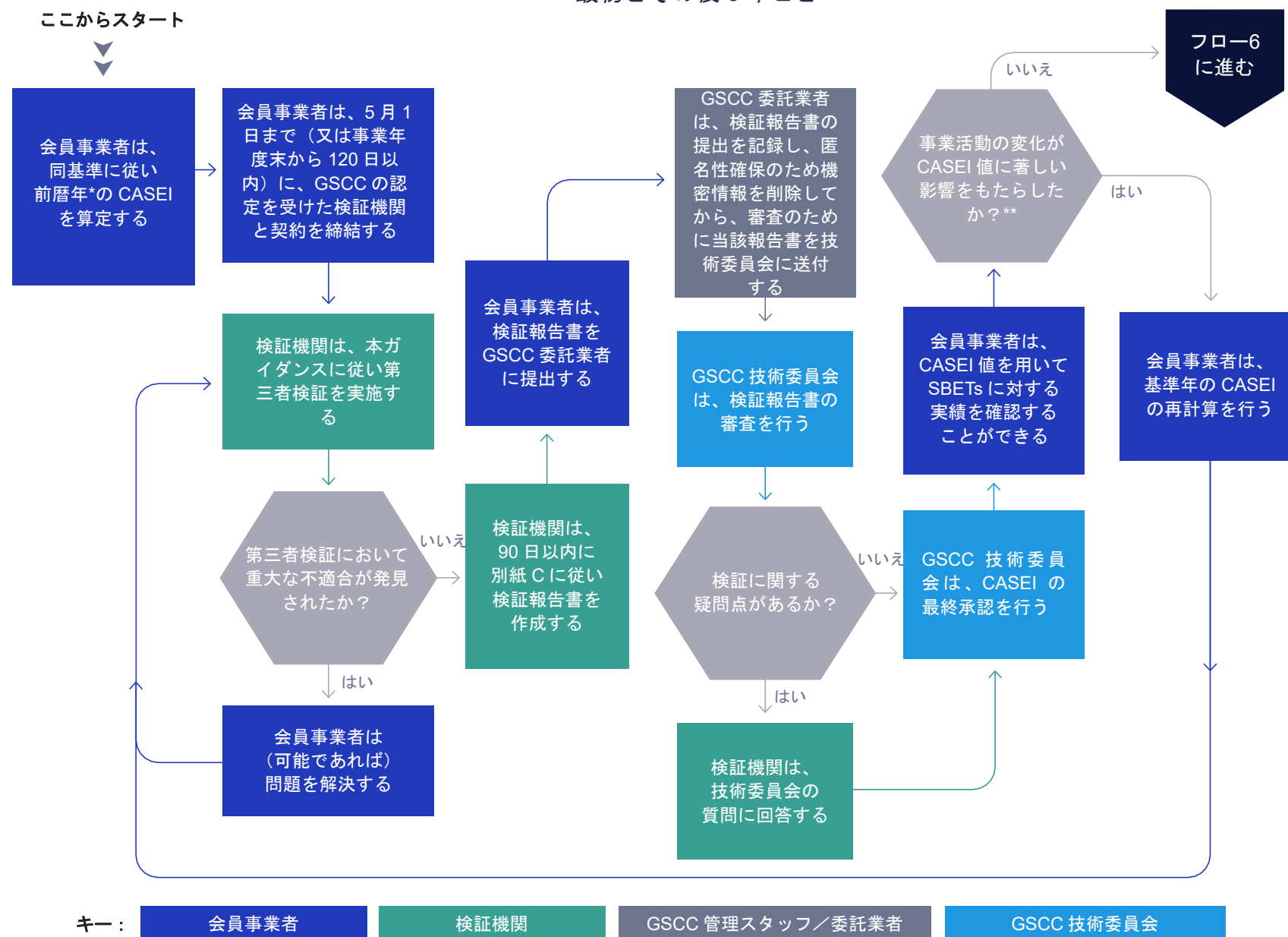
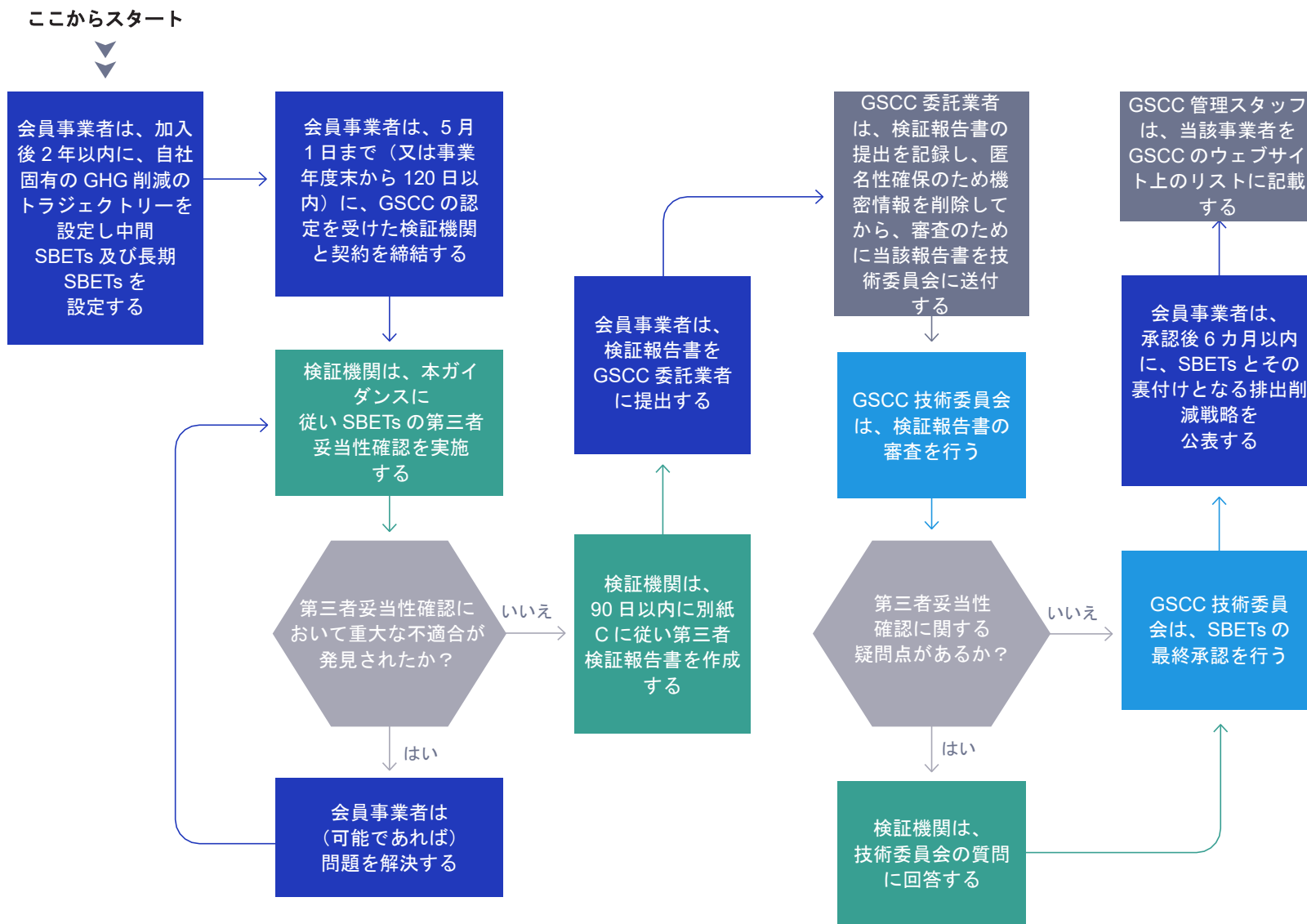


図 C-2. SBETs の第三者妥当性確認に関する GSCC プロセス

最初とその後 5 年ごと



キー：

会員事業者

検証機関

GSCC 管理スタッフ／委託業者

GSCC 技術委員会

図 C-3. CASEI の自己宣言に関する GSCC プロセス

第三者検証の間の毎年

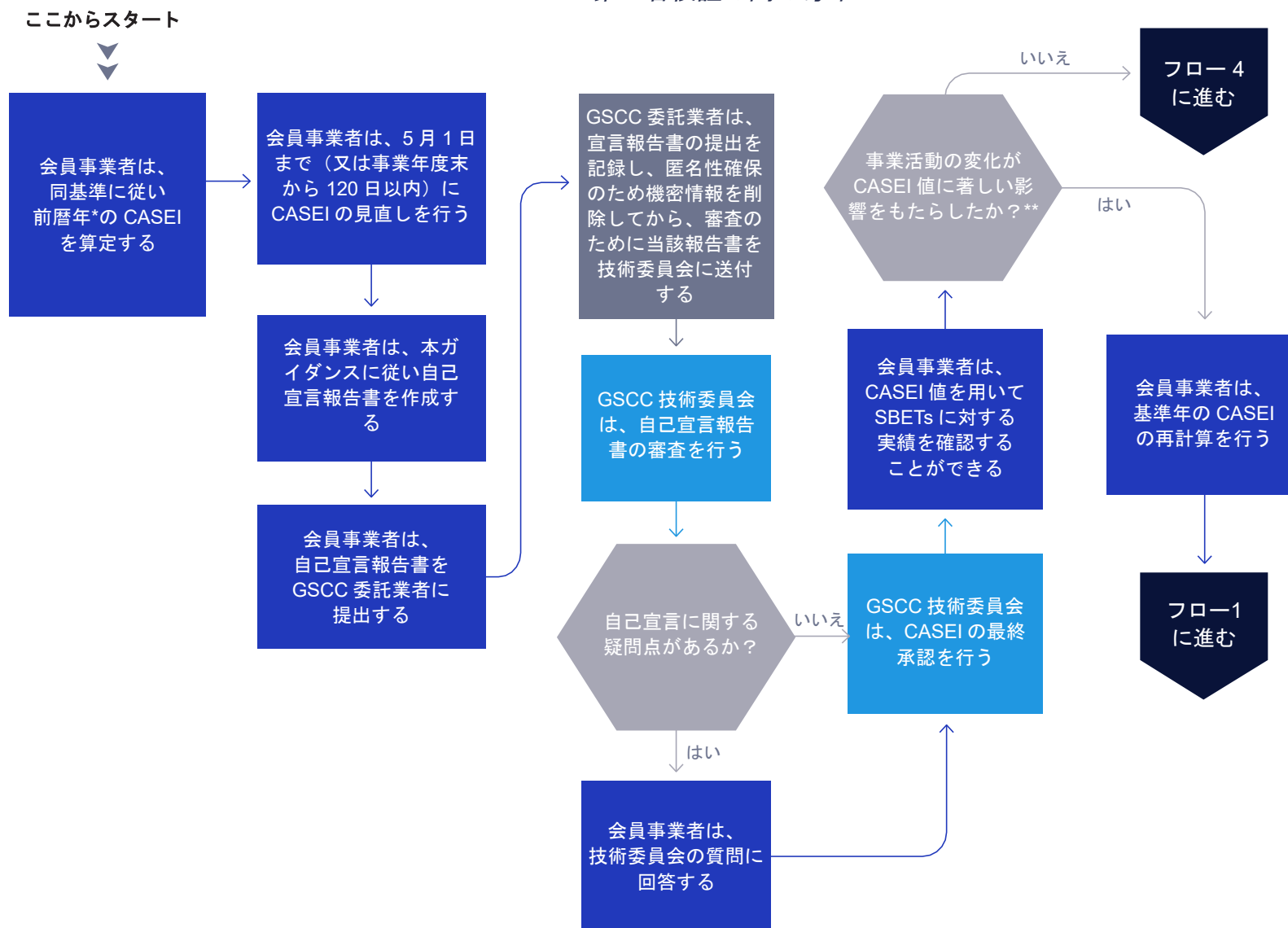


図 C-4. SBETs に向けた進捗状況の評価に関する GSCC プロセス
毎年



キー:

会員事業者

検証機関

GSCC 管理スタッフ／委託業者

GSCC 技術委員会

図 C-5. 鉄鋼製品の第三者検証に関する GSCC プロセス
最初とその後3年ごと

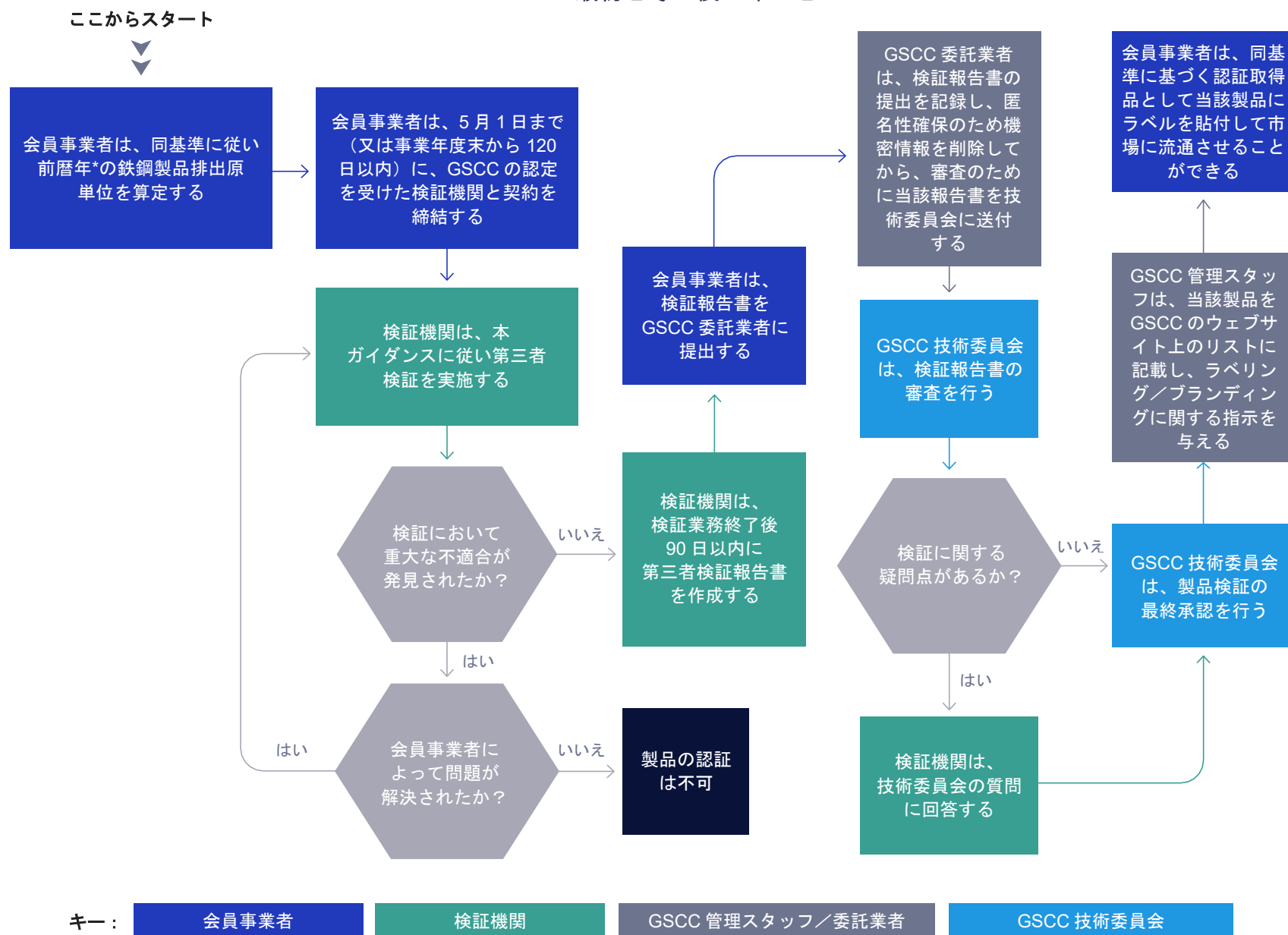
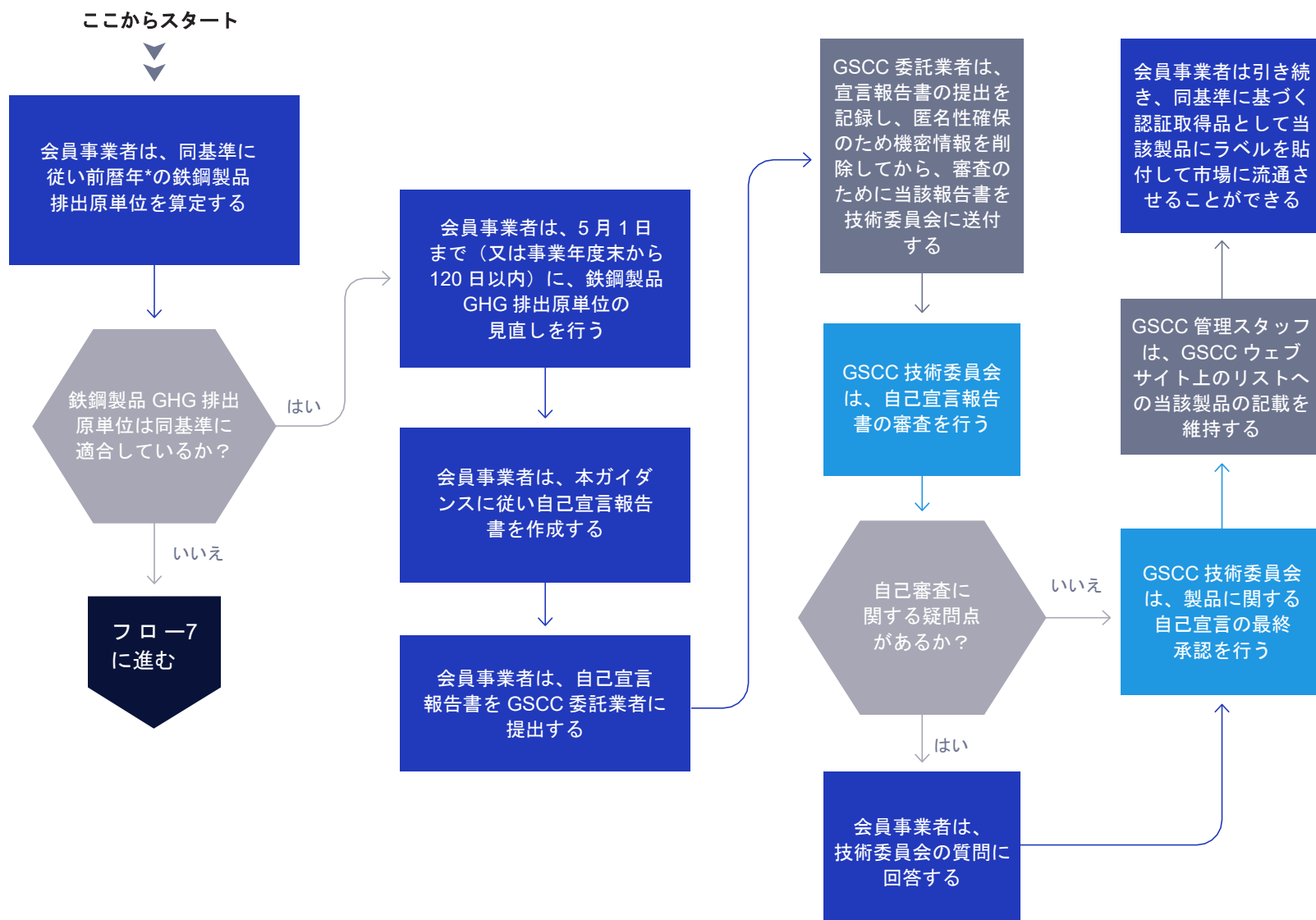


図 C-6. 鉄鋼製品の自己宣言に関する GSCC プロセス

第三者検証の間の毎年



キー：

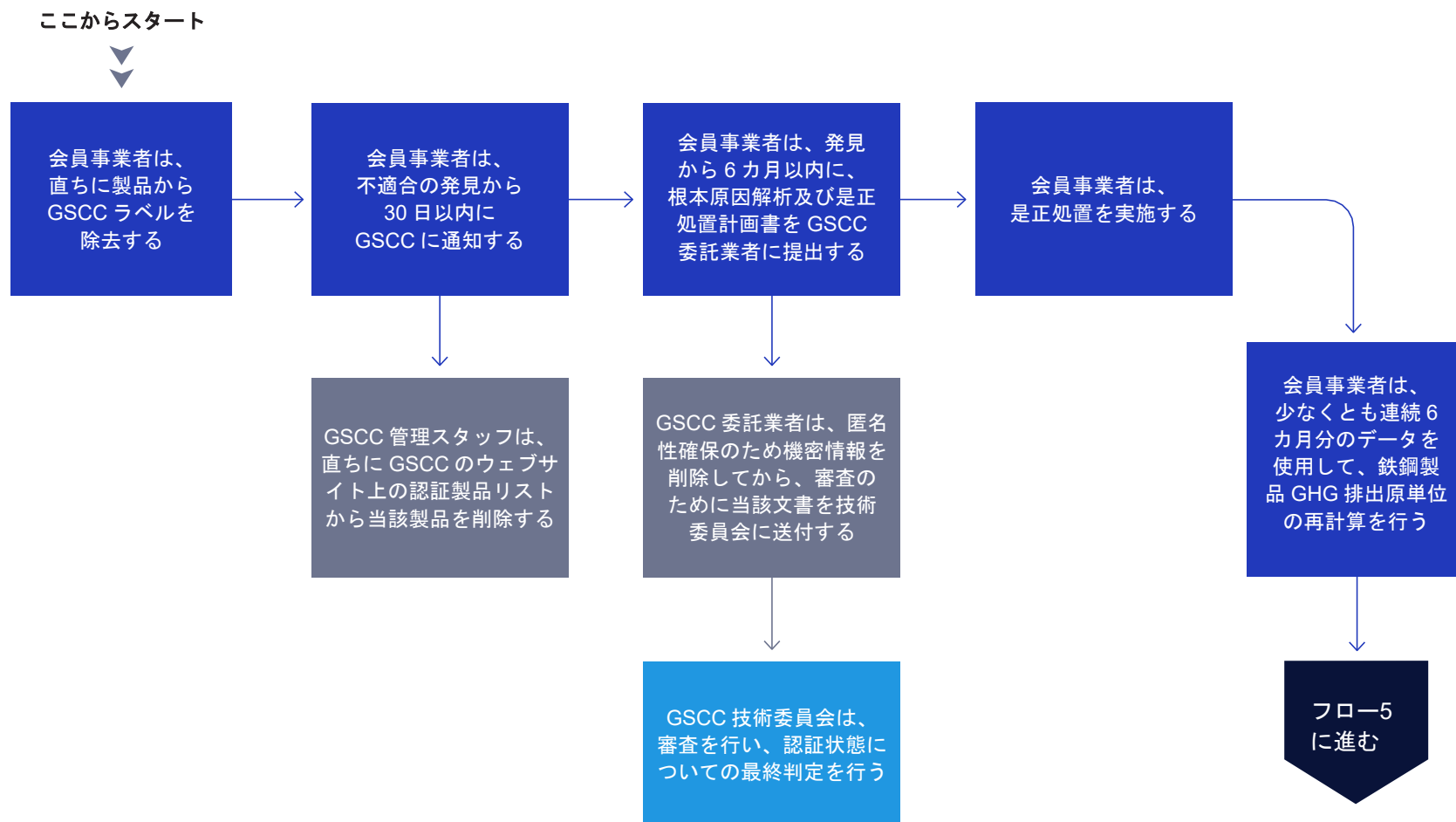
会員事業者

検証機関

GSCC 管理スタッフ／委託業者

GSCC 技術委員会

図 C-7. 製品認証基準への不適合に関する GSCC プロセス



キー：

会員事業者

検証機関

GSCC 管理スタッフ／委託業者

GSCC 技術委員会

